

三河国の歴史

三河国（みかわのくに）は、かつて日本の地方行政区分だった令制国の一つで、東海道に属する。三の大字を用いて参河国（参河國）とも表記する。645年の大化の改新後に穂国造と参河（三河、三川）国造の支配領域を合わせて成立したと考えられているが確証はない。参河国が確実に存在したのは律令制の成立以後である。穂国に関しては7世紀後半に石神遺跡から、三川国穂評と記載された木簡が出土しており、「穂」が三河の一集落であると読み取れることから存在を否定する説も強い。また穂国造は、偽書説のある先代旧事本紀にしか登場しない（他の史料で、東三河を穂国（穂の国）と呼称している事実はない）。穂国造の本拠は宝飯郡であるが、確定できる主要な古代遺跡がないため中心地は不明である。

本項の記述に当たっては、新編岡崎市史（原始・古代）1、新編岡崎市史（中世）2、新編岡崎市史（近世）3および参河志（上巻、下巻）を引用・参照している。

まず、最初に理解を深めるために、時代区分を以下のように設定する。

時代	年号
奈良時代	710年（和銅3年）～794年（延暦13年）
平安時代	794年（延暦13年）～1185年/1192年頃
鎌倉時代	1185年（元暦2年/文治元年）頃～1333年（正慶2年）
室町時代	1336年（南朝：延元元年/北朝：建武3年）～1573年（元亀4年/天正元年）
戦国時代	1467年（応仁元年）/1493年（明応3年）～1590年（天正18年）
安土桃山時代	1573年（元亀4年/天正元年）～1582年（天正10年）
江戸時代	1603年（慶長8年）～1868年（慶応4年/明治元年）
明治時代	1868年（慶応4年/明治元年）～1912年（明治45年/大正元年）
大正時代	1912年（明治45年/大正元年）～1926年（大正15年/昭和元年）
昭和時代	1926年（大正15年/昭和元年）～1989年（昭和64年）

■ヤマト王権（500年頃）

ヤマト王権の国造制で愛知県は「尾張」、「三河」と「穂」に分かれている。「三河」は現在の西三河で「穂」は東三河と推察されている。国造および県主が地方官になっており、「大同類聚方」に「三河国碧海郡県主」、「三河国額田郡県主」等の記載がある。最初の三河国造は成務天皇（せいむてんのう、190年没）の時の「知波夜命（ちはやのみこと）」と言われている。「知波夜命」は物部氏の生まれと伝えられ、物部氏系国造の1人である。



岡崎市史1 御家財隋書倭国伝(636年)より

【国造】

国造（くにのみやつこ）は、古代日本の行政機構において地方を治める官職のこと。また、その官職に就いた人のこと。軍事権、裁判権などを持つその地方の支配者であったが、大化の改新（646年）以降は主に祭祀を司る世襲制の名誉職となった。

【県主】

県主（あがたぬし）は、律令制が導入される以前の大和王権の職種・姓（かばね）の1つである。県主は、国造や伴造（とものみやつこ）の「ミヤツコ」よりも古い「ヌシ」の称号をもつ。地方の豪族がそのまま任じられたと言われている国造とは違い、県主はヤマト王権への忠誠度が高く、ヤマト王権の代権者としてその地方を治めたと考えられている。

【三河国造一族の物部】

三河国造は物部一族の知波夜命から出たとされ（「国造本紀」）、その系図も『諸系図』第13冊に「秋野系図」として見える。この一族から出たものに、秋野、笥（額田郡欠村に起るか）、多門、桜井（碧海郡桜井村）などの苗字が見える。謁播（あつわ）神社（岡崎市東阿知和町）も、祭神を知波夜命というから、国造一族が奉斎したものと考えられる。国造家本宗は西の碧海郡のほうに居て、知立市西町神田に鎮座する式内社の知立神社を奉斎するといひ、この祠官（しかん）家は三河連姓を名乗る永見氏がつとめ、この一族から家康の子・結城秀康を生んだ小督局を出して、越前福井藩士に永見氏が見える。

■奈良時代（710年～794年）

8世紀初頭の701（大宝元）年に制定された大宝律令で、日本国内は国・郡・里の三段階の行政組織である国郡里制に編成され、中央集権的な律令制がひかれることとなった。律令制において、国司は非常に重要な位置に置かれた。律令制を根幹的に支えた班田收授制は、戸籍の作成、田地の班給、租庸調の收取などから構成されていたが、これらはいずれも国司の職務であり、律令制の理念を日本全国に貫徹することが国司に求められていた。

最初の三河国守は許勢朝臣祖父（こせあそんおほじ）と言われているが、赴任しなかったようである。事実上の最初の三河国守は坂会部宿祢（さかいべすくね）三田麻呂と考えられている。

奈良時代の三河国は碧海郡、額田郡、賀茂郡、幡豆郡、宝飫（ほお）郡、八名郡および渥美郡の7郡から構成されていた。額田郡は8郷から構成され、碧海郡は15郷から構成されていた。碧海郡は「阿呼美（あおみ）」とも読み、碧海郷（六ッ美村付近？）と河内郷（上和田村、下和田村付近？、宮地、中ノ郷、赤渋、青野、高橋、合歎木、在家、野畑、井内、土井、法性寺、牧御堂）を含んでいる。額田郡および碧海郡などの具体的な場所（境界）については不明な点が多い。

判明している奈良時代の三河国司は以下のようである。

- 巨勢祖父：701（大宝元）年任官（務大肆）
- 坂会部三田麻呂：706（慶雲3）年任官（従五位下）
- 榎井広国：713（和銅6）年任官（従五位下）
- 坂本阿曾麻呂：716（霊龜2）年任官（従五位上）
- 佐伯伊益：733（天平4）年任官（外従五位下）
- 秦前大魚：741（天平13）年任官（外従五位下）
- 田辺高額：745（天平17）年任官（外従五位下）
- 大倭小東人：753（天平勝宝5）年任官（正五位下）
- 大伴御依：757（天平宝字元）年任官（従五位下）
- 石上宅嗣：759（天平宝字3）年任官（従五位上）
- 淡海三船：761（天平宝字5）年任官（従五位下）
- 高元度：762（天平宝字6）年任官（従五位上）
- 大伴田麻呂：763（天平宝字7）年任官（従五位下）
- 中臣伊勢老人：764（天平宝字8）年任官（従四位下）
- 藤原田麻呂：771（宝龜2）年任官（正四位下）
- 多治比長野：772（宝龜3）年任官（正五位下）
- 磯部王：774（宝龜5）年任官（従五位下）
- 藤原長山：779（宝龜10）年任官（外従五位下）
- 多治比豊浜：782（延暦元）年任官（従五位下）
- 和国守：787（延暦6）年任官（従五位下）
- 高賀茂諸雄：788（延暦8）年任官（正五位下）

【国司】

国司（こくし、くにのつかさ）は、古代から中世の日本で、地方行政単位である国の行政官として中央から派遣された官吏で、四等官である守（かみ）および介（すけ）、掾（じょう）、目（さかん）等を指す。郡の官吏（郡司）は在地の有力者、いわゆる旧豪族からの任命だったので、中央からの支配のかなめは国司にあった。任期は6年（のちに4年）であった。国司は国衙において政務に当たり、祭祀・行政・司法・軍事のすべてを司り、管内では絶大な権限を持った。

【三河国司】

三河国司（みかわこくし）は、三河国の国司のことである。養老律令の職員令で三河国は守、介、掾、目の各1人の構成である。三河国は上国であり、養老律令の官位令が定める上国の官位相当は守が従五位下、介が従六位上、少掾が従七位上、少目が従八位下である。

【権官】

権官（ごんかん）は、朝廷の官職について、正規の員数を越えて任命する官職。「定員外の官人」の意味。平安時代に多用された。ちなみに奈良時代には員外官が任命された。平安時代には、公卿においては多数の権官が存在し、権官の席は常時誰かに占められていたとも言える。

【権介】

権介（ごんすけ）は国司の介の権官である。

【郡司】

郡司（ぐんじ、こおりのつかさ）は、律令制下において、中央から派遣された国司の下で郡を治める地方官である。

■平安時代（794年～1185/1192年）

平安前期は、奈良時代からの中央集権的な律令政治を、部分的な修正を加えながらも、基本的には継承していった。しかし、律令制と現実の乖離が大きくなっていき、9世紀末から10世紀初頭ごろ、政府は税収を確保するため、律令制の基本だった人別支配体制を改め、土地を対象に課税する支配体制へと大きく方針転換した。この方針転換は、民間の有力者に権限を委譲してこれを現地赴任の筆頭国司（受領）が統括することにより新たな支配体制を構築するものであり、これを王朝国家体制という。

王朝国家体制の下では、国家から土地経営や人民支配の権限を委譲された有力百姓（田堵・名主）層の成長が見られ、彼らの統制の必要からこの権限委譲と並行して、国家から軍事警察権を委譲された貴族層や武芸専門の下級官人層が武士として成長していった。国家権限の委譲と、これによる中央集権の過大な負担の軽減により、中央政界では政治が安定し、官職が特定の家業を担う家系に世襲される家職化が進み、貴族の最上位では摂関家が確立し、中流貴族に固定した階層は中央においては家業の専門技能によって公務を担う技能官人として行政実務を、地方においては受領となって地方行政を担った。この時期は摂関家による摂関政治が展開し、特定の権門が独占的に徴税権を得る荘園が時代の節目ごとに段階的に増加し、受領が徴税権を担う公領と勢力を二分していった。

平安時代の三河国は伊勢神宮との関係が深く、伊勢神宮に貢進（こうしん）する神戸（かんべ）、御厨（みくりや）、御園（みその）などの所領が多くおかれた。この時代の荘園、御厨、御園は、約60を数えるが、荘園領主により、6つに分類できる。そのうち判明しているものは、皇室領荘園（3、碧海郡碧海荘・・・）、摂関家領（3、碧海郡志貴荘・・・）、熊野社領（2）、賀茂別雷社領（1）、石清水八幡宮領（1）および伊勢神宮領（36）である。額田郡の荘園は3つで、碧海郡の荘園は8荘（碧海荘、志貴荘・・・）、1藪、1厨である。碧海荘は旧六ツ美村相当（15村）との記載であるが中嶋の記載はない。碧海荘は後三条女御（藤原茂子・白河天皇母）領になっており、当然、女御死没の1062（康平5）年以前には成立していた。志貴荘は安城、高棚、桜井等（47村）であり藤原家の私領である。志貴荘に合歡木の記載はあるが中嶋の記載はない。

平安時代後期は、藤原季兼をはじめとする藤原氏が三河国を領有した時代であり、これは、季兼が熱田大宮司であったことによって可能になったと考えられる。系図によると、祖父の弟である保相（やすすけ）と異母兄弟の季綱の2人が三河守を歴任している。保相は任期中に碧海郡の志貴荘を成立させた。

平安時代前期の三河国司は以下のようである。

安倍男笠：812（弘仁3）年任官（従五位上）
橘本継：839（承和6）年任官（従五位下）
豊前王：840（承和7）年任官（従五位下）
藤原雄胤：845（承和12）年任官（従五位下）
菅野継門：849（嘉祥2）年任官（外従五位下）
安倍氏主：853（仁寿3）年任官（従五位下）
斎部木上：857（齊衡4）年任官（従五位下）
安倍氏主：857（天安元）年任官（従五位下）
安倍良行：858（天安2）年任官（従五位下）
下柳（御長）近人：859（貞観元）年任官（従五位下）
物部広泉：860（貞観2）年任官（権守、正五位下）
藤原安棟：860（貞観2）年任官（従五位下）
長岡秀雄：865（貞観7）年任官（従五位下）
藤原広基：866（貞観8）年任官（権守、正五位下）
藤原善友：869（貞観11）年任官（従五位下）
藤原継蔭：881（元慶5）年任官（従五位下）
源進：885（元慶9）年任官（従五位上）
平篤行：903（延喜3）年任官（従五位下）
源等：907（延喜7）年任官（従五位下）
源宗于：912（延喜12）年任官（権守、従四位上）
源清平：916（延喜16）年任官（権守、従四位上）
紀濟行：919（延喜19）年任官（従四位上）
源兼忠：928（延長6）年任官（権守、従五位下）
紀淑光：929（延長7）年任官（権守、従四位下）
大江維時：941（天慶4）年任官（権守、従四位下）
紀理綱：953（天曆7）年任官（従五位下）
紀伊輔：963（応和3）年任官（権守、従五位下）
藤原惟成：976（天延4）年任官（権守、従五位下）
藤原惟成：979（天元2）年任官（権守、従五位下）
源為憲：984（永観2）年任官（権守、従五位下）
大江定基：986年頃
大江清通：991（正暦2）年任官
藤原挙直：991（長徳2）年任官（従五位下）
藤原輔公：1004（長保6）年任官
菅原為理：1008（寛弘5）年任官
藤原定佐：1008（寛弘5）年任官（権守）
藤原為職：1010（寛弘7）年任官
藤原中尹：1017（寛仁元）年任官
源為善：1018（寛仁2）年任官（従五位下）
大江定経：1022（治安2）年任官
平範国：1022（治安2）年任官（権守）
大江挙周：1026（万寿3）年任官

〔寂照、大江定基（962～1034）〕

寂照（じゃくしょう）は、平安時代中期の天台宗の僧・文人。参議大江齊光の子。俗名は大江定基（おおえのさだもと）。寂昭・三河入道・三河聖・円通大師とも称される。文章・和歌に秀で図書頭・三河守を歴任、従五位下に至る。三河守として赴任する際、元の妻と離縁し、別の女性を任国に連れて行ったが、任国でこの女性が亡くなったことから、988年（永延2年）寂心（＝出家後の慶滋保胤）のもとで出家し叡山三千坊の一つ如意輪寺に住んだ。その後横川で源信に天台教学を、仁海に密教を学んだ。

平安時代後期に三河国を手中にした藤原家（季綱）一族の三河国守は以下のようである。

藤原保相：1028（万寿5）年任官、志貴荘を成立
藤原親光：1034（長元7）年任官
源経相：1036（長元9）年任官
源長季：1039（長暦3）年任官
源経信：1050（永承5）年任官（従四位上）
藤原顕実：1069（治暦5）年任官（権守、従五位下）

藤原長明：1072（延久4）年任官
藤原季綱：1076（承保3）年任官
藤原顕頼：1114（永久2）年任官（従五位下）
源資賢：1131（天承元）年任官（従五位下）
藤原顕長：1136（保延2）年任官（正五位下）
藤原俊成：1145（久安元）年任官（従五位上）
藤原顕長：1149（久寿2）年任官
藤原隆能：1155（久寿2）年任官
藤原帳方：1157（保元2）年任官
平頼盛：1158（保元3）年任官
藤原定隆：1160（永暦元）年任官
藤原光雅：1164（長寛2）年任官
藤原宗頼：1167（仁安2）年任官
藤原俊隆：1169（仁安4）年任官
藤原顕家：1176（安元2）年任官
平知度：1179（治承3）年任官
源範頼：1184（元暦元）年任官

保元の乱（1156年）と平治の乱（1157年）を契機に古い体質の貴族の無力化を招いた。古代から中世への歴史的な転換期と言える。当時、三河に成長した武士団は清和源氏との結びつきが強く、この両乱においても「設楽兵藤武者」や「重原兵衛父子」らが源義朝に従っている。重原氏は碧海郡重原荘に本拠を置く荘官級の武士である。保元・平治の乱後、源氏の勢力を政界から駆逐した平氏は清盛が太政大臣になるなど、国政の中枢を掌握するに至った。

【受領】

受領（ずりょう）とは、国司四等官のうち、現地に赴任して行政責任を負う筆頭者を平安時代以後に呼んだ呼称。実際に現地に赴任する国司が前任者から文書や事務の引継を受けることを「受領（する）」と言い、それが職名になった。

【荘園】

荘園（しょうえん）は、奈良時代に律令制下で農地増加を図るために墾田私有を認めたことに始まる（初期荘園）。平安時代には、まず小規模な免税農地からなる免田寄人型荘園が発達し、その後、皇室や摂関家・大寺社など権力者へ寄進する寄進地系荘園が主流を占めた。

鎌倉時代には、守護・地頭による荘園支配権の篡奪（さんだつ）が目立ち始めた。室町時代にも荘園は存続したが、中央貴族・寺社・武士・在地領主などの権利・義務が重層的かつ複雑にからむ状況が生まれる一方、自立的に発生した村落による自治が出現し、荘園は緩やかに解体への道を歩み始めた。戦国時代には戦国大名による一元支配が成立、荘園の形骸化はますます進み、最終的に羽柴秀吉の全国的な検地によって荘園は解体した。

【荘園領主】

荘園領主（しょうえんりょうしゅ）とは、荘園を支配する領主のこと。一般的には荘園支配の上層部に立つ本家・領家などを指す。ただし、これは歴史学において荘園現地の大土地所有者である「在地領主」との対比として用いられている用語であり、当時において実際に用いられていた用語ではない。荘園領主とは荘園の名義上の所有者である。多くは中央の貴族や寺社であった。

【藤原季兼（～1164）】

藤原季兼（ふじわらの すえかね）は藤原敦兼（あつかね）の次男。母は藤原顕季（あきすえ）の娘。正四位下、備後守。家芸の管弦、とくに箏篋（ひちりき）にすぐれていた。源資賢（すけかた）とともに、後白河天皇の初期の今様（いまよう）の師。

【藤原季綱（生没年不詳）】

藤原季綱（ふじわらの すえつな）は、平安時代中期から後期にかけての廷臣・漢詩人。藤原南家貞嗣流、文章博士・藤原実範の四男。官位は従四位上。

【源頼綱（1025～1097）】

源頼綱（みなもと の よりつな）は、平安時代後期の武将・歌人。美濃守源頼国の五男。母は尾張守藤原中清女。多田頼綱（ただ の よりつな）とも呼ばれる。頼国の五男であったが摂津源氏の嫡流を継承する。頼綱も父祖に同じく摂関家と緊密な関係を築き、関白藤原師実（し）に家司として仕える一方、蔵人、左衛門尉、檢非違使などを経て、下野守、三河守を歴任し従四位下に昇った。

【梶原景時（1140～1200）】

梶原景時（かじわら かげとき）は、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての武将。鎌倉幕府の御家人。石橋山の戦いで源頼朝を救ったことから重用され侍所所司、厩別当となる。教養があり、和歌を好み、武家百人一首にも選出されている。三河との関係については不明である。

【源範頼（1150～1193）】

源範頼（みなもと の のりより）は、平安時代末期から鎌倉時代初期にかけての武将。河内源氏の流れを汲む源義朝の六男。源頼朝の異母弟で、源義経の異母兄。遠江国蒲御厨（現静岡県浜松市）で生まれ育ったため蒲冠者（かばのかじゃ）、蒲殿（かばどの）とも呼ばれる。その後、藤原範季に養育され、その一字を取り「範頼」と名乗る。治承・寿永の乱において、頼朝の代官として大軍を率いて源義仲・平氏追討に赴き、義経と共にこれらを討ち滅ぼす大任を果たした。その後も源氏一門として、鎌倉幕府において重きをなすが、のちに頼朝に謀反の疑いをかけられ誅殺された。

1184（元暦元）年、戦功により三河守に任じられ、この守は名義上のものではなく1193（建久4）年の失脚に至るまで最高責任者として同国を支配した。現在も三河の地には範頼の名で建設された寺が存在し、政治においても高い能力を持っていたと思われる。

■鎌倉時代（1185/1192年～1333年）

12世紀末に、源頼朝が武士の頂点に立ち、全国に守護を置いて、鎌倉幕府を開いた。京都の朝廷と地方の荘園・公領はそのまま、地方支配に地頭等の形で武士が割り込む二元的な支配構造を作り上げた。幕府は頼朝の私的家政機関として設立されており、公的機関ではない。したがって基本的に鎌倉幕府が支配下に置いたのは頼朝の知行国および主従関係を結んだ武士（御家人）であり、守護の設置などで諸国の治安維持等を担当したものの、全国の武士を完全な支配下に治めたわけではない。平氏政権が朝廷に入り込み、朝廷を通じて支配を試みたのとは対照的である。元寇以降は全国の武士に軍事動員をかける権限などを手にすると、全国支配が強化されることとなった。鎌倉幕府がそれ以前の武家政権である平氏政権と最も異なる点は「問注所」と呼ばれる訴訟受付機関を設置したことで、これまでは地所の支配権をめぐる争いは当事者同士の武力闘争に容易に発展していたものをこれにより実質的に禁止することになった。武士の、つまり全国各地の騒乱のほぼ全ての原因が土地支配に関するものであり、頼朝の新統治理論はこの後永く幕藩体制の根幹を成すものになった。源頼朝の死後、北条家が台頭して幕府の実権を掌握。北条氏による執権制度が創設された。頼朝の血統が絶えても鎌倉幕府体制は永続するように制度整備がなされ、その裏打ちとして御成敗式目という初の武家法が制定され、その後の中世社会の基本法典となった。また将軍権力は形骸化していく一方で、北条氏惣領の得宗に権力が集中する得宗専制の体制になっていき、それに仕える御内人も台頭するようになった。

1184年に源範頼は源頼朝の推挙によって三河国守に任命された。三河国の守護に最初に任命されたのは、源頼朝に側近として早くから仕えていた安達盛長であった。任命された時期は明確になっていないが、1194（建久5）年以前と言われている。安達盛長と西三河地方との関係は極めて薄く、東三河南部地方が主な舞台になっていた。盛長の死後、景盛などが守護を継承し、承久の乱（1221年）までは、安達一族が代々守護を務めていたと考えられる。

承久の乱の後には足利義氏が三河国守護に任命された。足利義氏は同時に、額田郡、碧海荘、吉良荘の地頭職も与えられた。額田郡は熱田大宮司（藤原季兼）一族が領有していたが、承久の乱で領地が没収された。その後、碧海荘は斯波氏（義氏の孫の家氏で斯波氏の祖）に、吉良荘は吉良氏に移譲されたが、額田郡は足利氏が鎌倉時代末期まで保持した。斯波・吉良両氏とも足利氏一族である。碧海郡碧海（おうみ）荘は岡崎市の六ツ美、矢作両地区の大部分と、豊田市南部・安城市西部の一部を含む地域にあった。碧海荘の郷は占部（定国、正名、国正、中村）、中（中之郷）、村高（安城市）、下青野、宇衾（ね）部（豊田市）などがあるが、中島（下中島）、安藤などは不明である。

鎌倉時代の三河国司は以下のようである。

- 世良田頼氏：鎌倉時代中期の上野国の武将。松平氏・徳川氏につながる世良田氏の祖
- 宇都宮貞綱：鎌倉時代中・後期の武将。宇都宮氏第8代当主
- 宇都宮貞泰：鎌倉時代末期から南北朝時代の武将。貞綱の弟
- 河越高重：鎌倉時代末期から南北朝時代の武将。武蔵河越氏8代当主

鎌倉時代の三河守護は以下のものである。

1194～1199 安達盛長
1221～1252 足利義氏
xxxx～1331 足利貞経（？）

【守護】

守護（しゅご）は、日本の鎌倉幕府・室町幕府が置いた武家の職制で、国単位で設置された軍事指揮官・行政官である。令外官である追捕使が守護の原型であって、後白河法皇が源頼朝に守護・地頭の設置と任免権を認めたことによって、幕府の職制に組み込まれていった。将軍により任命され、設立当時の主な任務は、在国の地頭の監督であった。鎌倉時代は守護人奉行（しゅごにんぶぎょう）といい、室町時代には守護職（しゅごしき）といった。制度としては室町幕府滅亡後、織豊政権成立により守護が置かれなくなり守護制度が自然消滅するまで続いた。

【地頭】

地頭（じとう）は、鎌倉幕府・室町幕府が荘園・国衙領（公領）を管理支配するために設置した職。地頭職という。守護とともに設置された。平氏政権期以前から存在したが、源頼朝が朝廷から認められ正式に全国に設置した。在地御家人の中から選ばれ、荘園・公領の軍事・警察・徴税・行政をみて、直接、土地や百姓などを管理した。また、江戸時代にも領主のことを地頭と呼んだ。

【安達盛長（1135～1200）】

安達盛長（あだち もりなが）は、平安時代末期、鎌倉時代初期の武将。鎌倉幕府の御家人。鎌倉時代に繁栄する安達氏の祖で、源頼朝の流人時代からの側近である。1199（正治元）年1月の頼朝の死後、出家して蓮西と名乗る。1194年4月、二代将軍・源頼家の宿老として十三人の合議制の一人になり、幕政に参画。その年に三河国の守護となっている。

【足利義氏（1189～1255）】

足利義氏（あしかが よしうじ）は、鎌倉時代前期の武将。鎌倉幕府の御家人。足利義兼の三男。母は北条時政の娘時子。承久の乱で京（京都府京都市）と鎌倉（神奈川県鎌倉市）の間の東海道の三河国守護職を得て、日本の東西交流を牛耳る立場を獲得した。後に子孫の尊氏が京の六波羅探題を落としたときに関東から鎌倉幕府勢が海道を上洛するのを足利家が三河国で阻止できたのもこの為である。三河国では源頼政の孫大河内頭綱などを家臣に入れ勢力を拡大し、庶長子の長氏を幡豆郡吉良荘（現在の愛知県幡豆郡から西尾市）に住ませて足利氏の分家吉良氏（後に今川氏が分家）を誕生させた。

【足利義兼（1154?～1199）】

足利義兼（あしかが よしかね）は、平安時代末期から鎌倉時代前期の武将。鎌倉幕府の御家人。足利氏の第2代当主。父は足利氏の祖で源義家の孫にあたる足利義康。母は藤原範忠の娘で、血縁としては源頼朝の母方の従姉妹にあたるが、祖父である藤原季範の養女とされたため、頼朝にとっては義理の叔母となっている。義兼は父方でも母方でも頼朝に近い存在であった。

1160～1162年頃、母親（頼朝の母と姉妹）の三河国額田郡乙見内の所領（父親からの化粧料）に、異母兄弟2人（源義清、源義長）と共に移り住み、三河の藤姓熱田大宮司家の庇護を受ける。1167～1168年頃、八条院蔵人、三河国碧海郡碧海庄（三条女御領）の庄司に任じられる（碧海庄司時代、熱田神宮祭典の大宮司代理に補された）。異母兄の源義清（細川氏・山名氏の祖、室に新田義重の娘）は、三河国幡豆郡矢田（皇嘉門院（崇徳天皇中宮）領）に拠を構え、矢田義清（矢田判官代）と称する。1174年、三河国碧海郡碧海庄で長男、源義純（源姓畠山氏の祖、新田義重が養育）が生まれる（その所縁か、室町時代に畠山氏流和田氏が碧海地域の奉公衆になる）。1176年、三河国碧海郡碧海庄で次男 源義助（桃井氏の祖）が生まれる。1180年に挙兵し、源義清（矢田義清）、源義長、源義兼らは三河国から参戦、義清と義長は源頼政（頼政死後は木曾義仲）と、義兼は源頼朝と行動を共にする。1184年、源範頼（後に三河守）軍の一員として九州を平定した。1187～1190年頃、三河国碧海郡碧海庄内に薬師寺を建立（義純、義助の母である白拍子を菩提）、三河国額田郡乙見の真福寺に法華堂を建立（母親を菩提）した。1189年、源頼朝軍の一員として奥州合戦に従軍、嫡男足利義氏（後に足利氏として初めて三河守護）が産まれる。

■室町時代（1336年～1573年）

室町時代は、日本の歴史において、室町幕府（足利将軍家）によって統治されていた時代である。「室町時代」の名称は、京都の室町に幕府が置かれていたことに由来する。1336年、後醍醐天皇と対立した足利尊氏（あしかが たかうじ、1305年～1358年）が持明院統（北朝）の天皇を擁立し幕府を開いたが、1392年、3代将軍である足利義満によって南北朝が統一され、最終的に武家が優位に立った。将軍直轄の軍事力や財政基盤は弱く、中央の幕府が上位に立ち、地域権力たる守護大名がその監督下にありつつも、両者が相互補完的に政治的経済的支配を展開した。義満の時代に国内は安定したものの、応仁の乱（1467年-1477年）ないし明応の政変（1492年）以降は全国動乱の時代（戦国時代）を迎え、それまでの幕府—守護体制・荘園公領制が崩壊するとともに、各地に地域国家（戦国大名）が並立するようになる。

室町時代は、鎌倉時代以前には見られない出自不明の農民・商人層の社会進出を可能とし、日本史上初めて顔が見える民衆を登場させた時代でもある。旧勢力の没落と新勢力の興隆の時代として捉えることができる（下克上の時代）。戦乱が続く時代だったが、経済面においては農業・工業ともに技術が向上し、生産も増大、内外の流通が盛んになった。初期には倭寇が朝鮮や中国の沿海部を襲った。

南北朝時代から室町時代には高（こう）氏、仁木氏、一色（いっしき）氏、細川氏など足利一族が三河守護を務めた。南北朝初期の守護は足利家（足利尊氏）の執事を務める高師直の一族であった。高氏一族が守護であったのは1337（建武4）年から1351（観応2）年までである。室町時代の三河国守護は以下の通りである（出典：岡崎市史）。

- ・高師直氏一族：1337（建武4）年～1351（観応2）年
高五郎兵衛尉（高師直？）
高（遠江守）宗継：1341（暦応4）年頃
高（尾張守）師兼：1345（康永4）年～1351（観応2）年、1351年死亡
- ・仁木（越後守）義長：1351（観応2）年～1358（延文3）年？
- ・大島義高：1358（延文3）年～1377（永和3）年、新田氏一族
- ・一色範光氏一族：1378（永和4）年？～1440（永享12）年、1440年一色義範（義貫）死亡
範光→詮範→満範→義範（義貫）
- ・細川持常：1441（翌嘉吉元）年～1467（応仁元）年
持常（1449年死亡）→成之

1467年の応仁・文明の乱以後の三河国は戦国時代に突入し、三河国守護は有名無実となる。

[高 師直（生年不詳～1351）]

高 師直（こう の もろなお）は、鎌倉時代後期から南北朝時代の武将。足利尊氏時代に執事をつとめた。本姓は高階氏だが、一般的には名字である「高」と、諱である「師直」の間に「の」を入れて呼ばれる。1338年、足利尊氏が征夷大將軍に任じられ室町幕府を開くと、将軍家の執事として絶大な権勢を振るった。高氏の一族で、侍所や恩賞方の要職を占め、河内・和泉・伊賀・尾張・三河・越後・武蔵など数ヶ国の守護職を担った。

[仁木 義長（生年不詳～1376）]

仁木 義長（につき よしなが）は、室町時代前期（南北朝時代）の武将。通称は仁木次郎四郎。仁木氏は清和源氏足利氏の一족で、同族細川氏や高・上杉氏らとともに足利氏家臣団の主要メンバーでもあった。元弘3年（1333年）、後醍醐天皇の建武の新政が始まると、尊氏の弟足利直義の鎌倉下向に従って武蔵国富岡郷を拝領し、関東の統治に尽力した。尊氏の執事（後の管領）高師直と尊氏の弟直義の確執が尊氏派・直義派の抗争に発展すると（観応の擾乱）、義長は兄頼章とともに一貫して尊氏派に属して直義派との戦いに活躍した。高師直が殺され、頼章が後任の執事になると、義長も兄の栄達の恩恵に浴して守護国を増加され、伊勢・伊賀・志摩・三河・遠江の守護職を兼帯する。

[一色範光（1325～1388）]

一色範光（いっしき のりみつ）は、南北朝時代の武将。足利氏庶流・一色氏の一族。一色範氏の子。肥前守護を拝命し、父の範氏と九州探題を継いだ兄の直氏に従い宮方の勢力と長年対陣を続けたものの、幕府方の勢力を糾合しきれずに苦戦し、のち敗退する。しかし、将軍足利義詮、義満には引き続き信任（重用）され、1357年九州からの帰還後は三河・若狭の守護を拝命した。

[細川持常（生没年不詳）]

細川持常（ほそかわ もちつね）は、室町時代の守護大名。室町幕府相伴衆、阿波・三河守護。細川氏の分家・阿波細川家の当主。父は、細川満之の子・細川満久（みつひさ）。弟に教祐（のりすけ）、その子の成之は持常の養子となる。1440（永享12）年に武田信栄と共に若狭・丹後・三河守護。一色義貫を暗殺した手柄として三河も獲得した。

■戦国時代（1467年～1590年）

戦国時代は、日本の歴史において、15世紀末から16世紀末にかけて戦乱が頻発した時代区分である。乱世により室町幕府の権力は完全に失墜。守護大名に代わって全国各地に戦国大名と呼ばれる勢力が出現した。領国内の土地や人を一元支配（一元的な支配）する傾向を強めるとともに、領土拡大のため他の大名と戦闘を行うようになった。こうした戦国大名による強固な領国支配体制を大名領国制という。

三河の戦国時代には徳川氏の祖松平氏が近隣の土豪を制して有力となったが、今川氏、織田氏の東西からの進出に苦しんだ。1560（永禄3）年の桶狭間の戦い、1561（永禄4）年の善明堤の戦いの後、1563（永禄6）年の三河一向一揆を制圧した徳川家康が領国支配に成功した。

・安土桃山時代（1573年～1582年）

安土桃山時代は、日本の歴史において、織田信長と豊臣秀吉が中央政権を握っていた時代である。豊臣家が全国支配を担った後半を桃山時代といい、この時代を中心に栄えた文化を桃山文化と呼ぶ。ただし、桃山の名称は江戸時代になって廃城された伏見城の跡地に桃の木が植えられたことから名付けられたもので、桃山城と呼ばれる城が存在したわけではない。

安土桃山時代の三河は徳川家康が安定的に支配した。

- 1573（元亀4）年：織田信長が足利義昭を京から放逐
- 1573（元亀4）年：三方ヶ原の戦い
- 1582（天正10）年：本能寺の変
- 1584（天正12）年：小牧長久手の戦い
- 1598（慶長3）年：豊臣秀吉死去
- 1600（慶長5）年：関ヶ原の戦い

碧海郡の村の歴史的展開をまとめると以下ようになる。采女郷の中島村は矢作川の中州にあって、現在の豊田市にあり、現在の岡崎市の中島町ではない。

古代	鎌倉	室町	近世
青野荘（郷） （浦辺4ヵ村）	上青野郷、下青野郷 占（浦）部郷	上青野郷、下青野郷 浦辺	上青野、下青野、在家 浦辺（中村、国正、定国、正名）
（長瀬7ヵ村）	長瀬郷 大友郷	長瀬郷 中曽根、大友	森越、舩越、橋目、北野 中園、大友
（三ツ木5ヵ村）		三木	三木（上、下、安藤）、 福桶（上、下）
（和田郷12ヵ村）	和田	上和田、下和田、赤洪 真薦堂、天白、井内 野畑	上和田、下和田、赤洪、牧御堂、 天白、井内、野畑、土井、法性寺 坂左右、宮地
采女郷	畝部郷（畝部5ヵ村）	務女	中島、阿弥陀堂、中切、宗定 川端（現豊田市）

■江戸時代（1603年～1867年）

徳川時代ともいう。徳川家康が征夷大将軍に任じられて江戸に幕府を開いた1603（慶長8）年から15代将軍慶喜の大政奉還によって王政復古が行われた1867（慶応3）年にいたる265年間、江戸が政治の中心であった時代。江戸時代は、徳川將軍家が日本を統治していた時代である。この時代の徳川將軍家による政府は、江戸幕府あるいは徳川幕府と呼ぶ。徳川家康は征夷大将軍に就くと、自領である江戸に幕府を開き、ここに江戸幕府（徳川幕府）が誕生する。豊臣秀吉死後の政局の混乱を収め、産業・教育の振興その他の施策に力を入れるとともに、大坂の陣（大坂の役）により豊臣氏勢力を一掃。長く続いた政局不安は終焉を迎えた。

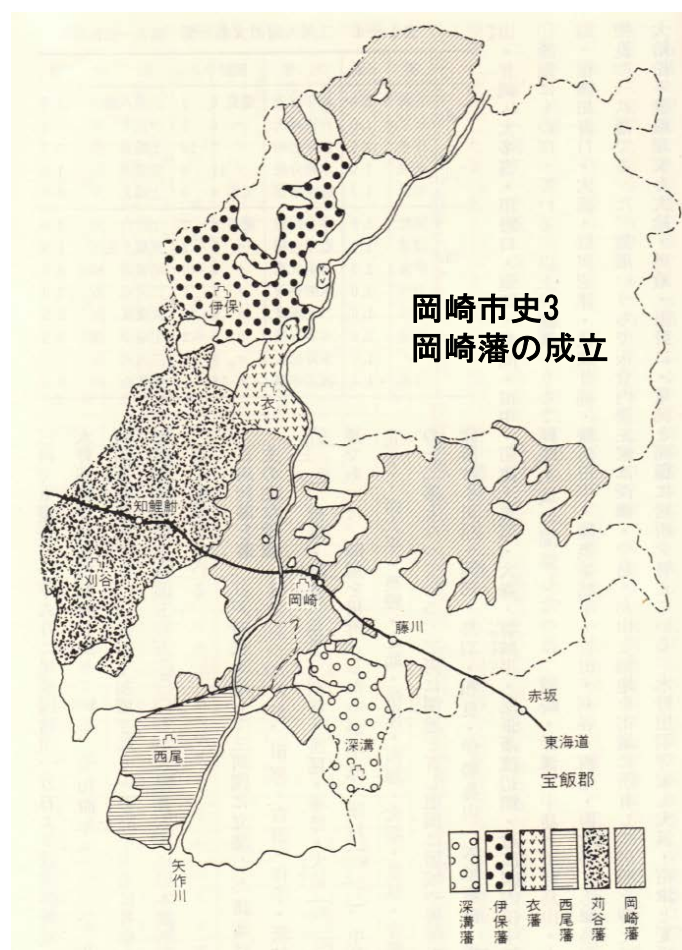
三河国には19の藩が存在した。その藩は、半原藩、新城藩、作手藩、吉田藩、田原藩、中島藩、形原藩、深溝藩、西大平藩、岡崎藩、奥殿藩、足助藩、挙母藩、伊保藩、重原藩、刈谷藩、西端藩、大浜藩、西尾藩である。

・岡崎藩

岡崎藩の本多豊後守康重は1601（慶長6）年に三河国内の額田、碧海、幡豆および加茂の4郡内で5万石を拝領するが、当初の領地となった村々の詳細は不明である。1635（寛永12）年の本多忠利時代は5.5万石になった。

郡名	村数	村名
碧海郡	71	矢作村、池端村、三ツ木村（上三ツ木、下三ツ木、安藤、福桶）、浦部村（中村、国正、正名、定国、二軒屋）、下青野村（下青野、在家）大友村、鴛鴦（おしかも）村、上野村、山崎村、渡村、佐々木村、別所村、土井村・・・
額田郡	82	六名村、明大寺村、秦梨村、土村、桜井寺村、毛呂村、上田代村、大門村、岡崎町廻・・・
加茂郡	43	大平村、市野々村、苺萱（かるかや）村、李（すもも）村、日面村・・・
幡豆郡	9	浅井村、高落村、永井村、羽角村・・・

その時の状況は、碧海郡71カ村、額田郡85カ村、加茂郡47カ村、幡豆郡5カ村である。1664（寛文4）年の水野忠善時代は碧海郡71カ村、額田郡82カ村、加茂郡43カ村、幡豆郡9カ村である。



代々の岡崎藩主は以下の通りである。

- ・本多家（ほんだけ）〔前本多家〕
 - 1601：本多康重（やすしげ）
 - 1611：本多康紀（やすのり）
 - 1623：本多忠利（ただとし）
 - 1645：本多利長（としなが） 遠江横須賀藩へ移封
- ・水野家（みずのけ）
 - 1645：水野忠善（ただよし）
 - 1676：水野忠春（ただはる） 寺社奉行・大阪仮城代
 - 1692：水野忠盈（ただみつ）
 - 1699：水野忠之（ただゆき） 1万石加増・京都所司代・老中
 - 1730：水野忠輝（ただてる）
 - 1737：水野忠辰（ただとき）
 - 1752：水野忠任（ただとう） 肥前国唐津へ転封
- ・松平家（まつだいらけ）
 - 1762：松平康福（やすよし） 石見国浜田へ転封・大阪城代・老中
- ・本多家（ほんだけ）〔後本多家〕 本多忠勝の系統
 - 1769：本多忠肅（ただとし）
 - 1777：本多忠典（ただつね）
 - 1790：本多忠顕（ただあき）
 - 1821：本多忠考（ただなか）
 - 1835：本多忠民（ただもと） 京都所司代・老中
 - 1869：本多忠直（ただなお） 版籍奉還（1871）

・深溝藩

1601（慶長6）年に松平又八郎忠利が1万石を与えられ、旧領の深溝（現幸田町）に戻って、岡崎藩とは別に深溝藩が成立した。同じ1601（慶長6）年には板倉勝重（徳川旗本後に大名、板倉重昌の父）が額田・碧海・幡豆の3郡内14カ村を拝領した知行所を設立した。この中には、碧海郡中島村（現岡崎市中島町）と額田郡土呂永井村（後に中島村から分離独立する高畑村は永井村に含まれていない）が含まれている。

1627（寛永4）年に板倉勝重が死亡すると、3男の板倉重昌が家督を継ぎ、さらに、旧深溝藩を吸収し、新しい深溝藩が成立した。

・中島藩

1639（寛永16）年に板倉重矩が深溝藩の藩庁を中島村に移したため、中島藩が成立し、深溝藩は廃藩となった。中島藩1万石の領地は、額田郡では土呂、永井の両村（現福岡町）で、碧海郡は中島と高畑・中新居（以上現中島町）および館出（現大和町）で、幡豆郡は永良・尾花・和気・高川原・大和田・貝吹・室・家武・平原（以上西尾市）および須美・下六栗・六栗（以上現幸田町）の合計14カ村であった。最終的に中島藩は5万石になり、板倉重矩の死（1673年）後も板倉家（板倉石見守重種）が領地を継続している（藩名は鳥山藩）。



郡	村	現行政	最終村高
碧	中島	岡崎	1292.783
	高畑	〃	76.607
海	館出	〃	85.136
	河野	安城	228.670
幡豆	家武	西尾	859.301
	上室	〃	463.612
合計	—	—	3006.109

（『旧高旧領取調帳』による）

岡崎市史3
旗本小笠原家
知行所

・幕府領

1681（天和元）年に領地替えが行われ、中島藩（鳥山藩）の幡豆郡貝吹村を除いて、中島藩は幕府領に編入された。1697（元禄10）年には吉田藩主小笠原佐渡守長重が武蔵国に転封すると、

小笠原長定の知行所が村替えになった。長定の知行所は碧海郡の中島・高畑・館出・河野（現安城市）、幡豆郡の家武・上室（両村現西尾市）の2郡内6ヵ村になった。陣屋は中島村薬師に設置され、1697（元禄10）年から1868（明治元）年まで知行所は変更なく、初代長定から、長剛→長賢→長儀→長有→長坦→長常、8代目織部正某と支配が続いた。

【深溝藩】

深溝は徳川氏が松平氏を名乗っていた頃は、松平氏の分家である深溝松平氏が治めていた。この深溝松平氏の中でも最も有名な当主の中に、戦国時代の武将で「家忠日記」を記したことで有名な松平家忠がいる。家忠が徳川氏の関東移封に従って深溝から去ると、深溝は吉田城の池田輝政、岡崎城の田中吉政らによってそれぞれ分割統治されることとなった。深溝城には輝政の家臣が入っている。家忠はその後、下総小見川藩主（1万石）となったが、1600（慶長5）年の関ヶ原の戦いの前哨戦である伏見城の戦いにおいて鳥居元忠らと共に奮戦したものの討死。家督は家忠の子・松平忠利が継いだ。徳川家康は家忠の死を賭しての活躍に報いるため、関ヶ原の翌年に忠利に対して常陸国内において大幅加増を約束したが、忠利はこれを謝絶して故郷である深溝の復帰を望んだため、家康は加増なしの上で深溝を与えた。忠利は治水工事などで手腕を見せたが、1612（慶長17）年、三河吉田藩3万石に加増移封となり、ここに深溝藩は廃藩となった。

1614（慶長19）年、山城国において1,000石を領していた板倉重昌は、深溝において1,230石を加増された。その後も家康の側近として活躍し、家康死去の時点では5,230石を領する大身の旗本となっていた。1624（寛永元）年、重昌の父である板倉勝重が死去すると、兄の板倉重宗は弟の重昌に対して6,610石の所領を与え、重昌は5,230石に加えて合計1万1,800石余りを領する大名となって諸侯に列し、深溝に陣屋を構えたことから、再び深溝藩が立藩した。

その後、1637（寛永14）年、重昌は島原の乱鎮圧の総大将として幕府軍を率いて出陣したが戦果を挙げられず、幕府から新たに松平信綱が増援として送られたことを知ると、功をあせって無謀に自ら突撃し翌年元旦に戦死してしまった。死後、家督は重矩の不手際のために家督相続が大幅に遅れた上で、子の板倉重矩が継いだが、重矩は程なくして藩庁を三河中島藩に移したため、深溝藩は廃藩となった。

【板倉重昌（1588～1638）】

板倉重昌（いたくら しげまさ）は、安土桃山時代から江戸時代初期にかけての武将、大名。三河深溝藩主。板倉重矩の父。父は板倉伊賀守勝重。

【板倉重矩（1617～1673）】

板倉重矩（いたくら しげのり）は、江戸時代初期の大名。老中・京都所司代。三河深溝藩主、三河中島藩主、下野烏山藩主。重昌流板倉家第2代。板倉重昌の長男。三河深溝藩主（1万5000石）であった板倉重昌は、島原の乱鎮圧のために幕府軍総大将として島原城総攻撃を行っていたが、戦果を挙げることができなかった。このため、幕府は老中の松平信綱を総大将とした増援軍を派遣したが、重昌は信綱がやって来るまでに城を落とさなければ面目が丸つぶれとなることを恐れて功にあせり、1638（寛永15）年に戦死してしまった。このとき、重昌の嫡男・板倉重矩も父と共に島原に従軍し、その後やって来た信綱のもとで功を挙げたが、幕府は戦死した重昌の不手際などを嫡子である重矩に問い、重矩は処罰として謹慎を命じられ、家督相続も許されなかった。重矩の謹慎は1638（寛永15）年中に解かれ、家督は翌年6月に継ぐことを許されて、深溝藩主となる。重矩が藩庁を深溝から中島に移したため、ここに三河中島藩が立藩した。重矩は1660（万治3）年に大坂定番に任じられて功を挙げたことから、1万石を加増された。1665（寛文5）には老中に栄進したことから、翌年には上野国や武蔵国内などにおいて2万石を加増された。1668（寛文8）年には京都所司代に転任し、1670（寛文10）年には老中に再任されるなど、要職を歴任したことから1671（寛文11）年に三河・上総国内などでさらに1万石を加増された。1672（寛文12）年、重矩は三河中島藩から下野烏山藩に移封され、ここに三河中島藩は廃藩となった。

■明治時代（1868年～1912年）

大政奉還の後、三河においては、1868（明治元）年に三河県を設け、県庁を宝飯郡赤坂に置いた。しかし、諸藩の領地は依然変わらず、政権を奉還したといっても諸大名は籍を還さず、従来の藩政を続けていた。1869（明治2）年三河県を廃止して、伊奈県と合併した。この頃になって、ようやく、藩籍奉還の兆しが出て、諸藩相次いで土地、人民を朝廷に奉還した。

1872（明治4）年、廃藩置県の指令が下り、県、郡の制度が確立した。それに伴い、三河の諸県を廃止して、額田県のもとに碧海、幡豆、額田、加茂、設楽、宝飯、渥美、八名および知多の9郡とし、県庁を岡崎城中に設けた。

尾張では、1871（明治4）年の廃藩置県の際、名古屋、犬山の2県となったが、1871（明治4）年に両県を合併して名古屋県になった。

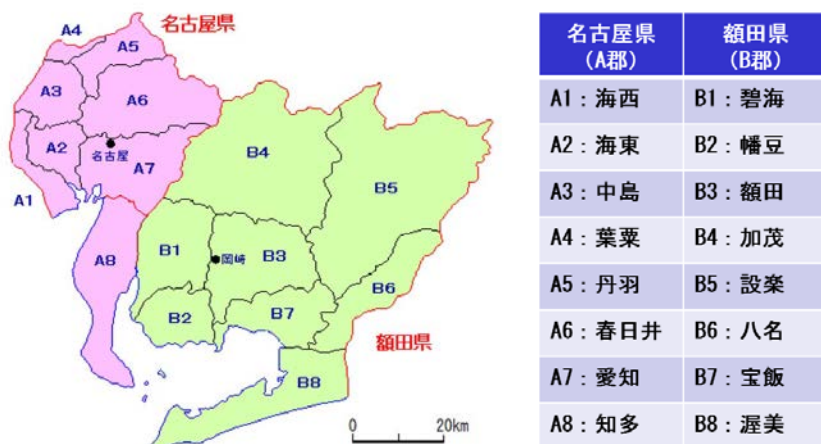
1871（明治4）年の戸籍法制定を契機として、明治新政府は中央集権的な地方行政体制を制度化するために、大区小区制を実施した。額田県（三河地方）が9大区58小区に、名古屋県（尾張地方）が6大区90小区に区画された。1872（明治5）年に名古屋県を愛知県に改め、額田県を合併した。

【三河県】

江戸時代以降、三河国は譜代大名・旗本領・寺社領・天領と分割支配され、複雑な統治が行われていた。1868（明治元）年、吉田に三河国内の幕府領・旗本領を総括する三河裁判所が設置され、のちに赤坂陣屋に移転して三河県に組織変更された。1869（明治2）年、残部が信濃国南部の幕府領・旗本領を管轄する伊那県に編入され廃止された。一部地域は福島藩から移封された重原藩、徳川宗家が移封された静岡藩に編入されている。

【額田県】

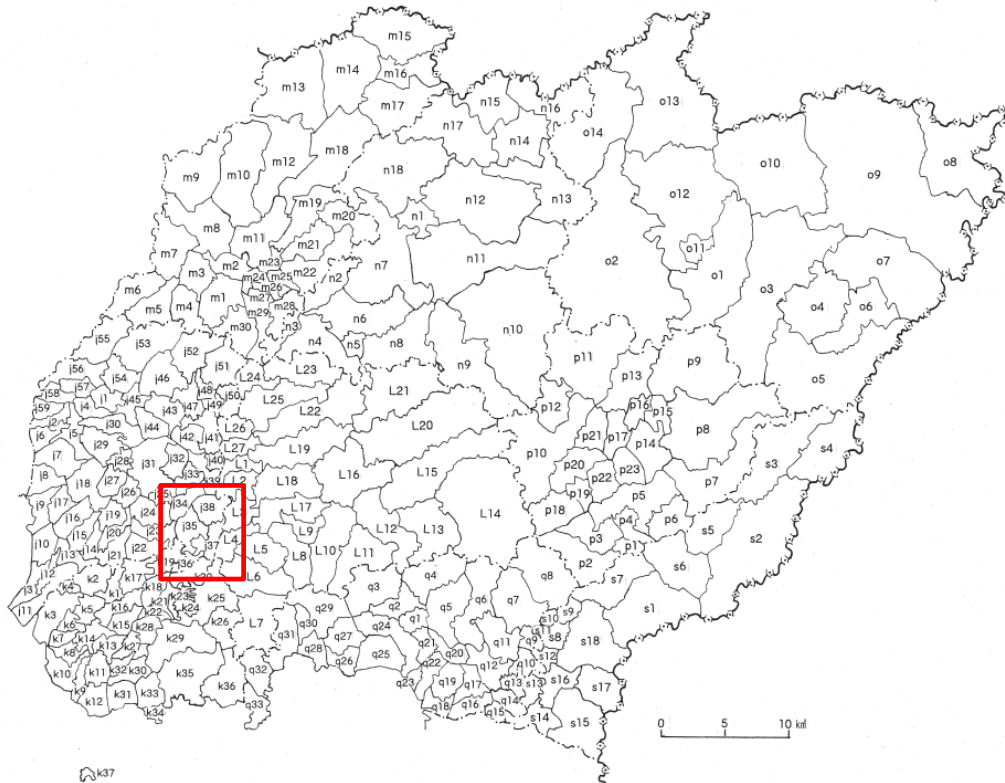
額田県は、1871（明治4）年に三河国および尾張国南部を管轄するために設置された県。現在の愛知県東部にあたる。



1876（明治9）年に県の大規模合併が行われ、1878（明治11）年に制定された地方三新法の1つ、郡区町村編制法により合併や領域変更が行われ、一時は37府県まで減ったものの、分割運動によって1889（明治22）年の市制・町村制、1890（明治23）年の府県制・郡制の制定を経て、1庁（北海道庁）3府（東京府・京都府・大阪府）43県となった。

郡名	町村名		
碧海郡	j1知立町 j2刈谷町 j3大浜町 j4上重原村 j5下重原村 j6元刈谷村 j7小垣江村 j8吉浜村 j9高浜村 j10北大浜村 j11志貴崎村 j12棚尾村 j13鷺塚村 j14根崎村 j15東端村 j16西端村 j17高取村 j18高棚村 j19和泉村 j20城ヶ入村 j21米津村 j22三ツ川村 j23小川村 j24桜井村 j25古井村 j26赤松村 j27福釜村 j28箕輪村 j29野田村 j30長崎村 j31安城村 j32平貴村 j33中郷村 j34藤野村 j35阿乎美村 j36中島村 j37占部村 j38槽海村 j39本郷村 j40矢作村 j41長瀬村 j42志貴村 j43里村 j44今村 j45牛橋村 j46若園村 j47和会村 j48上野村 j49枡塚村 j50飯部村 j51寿恵野村 j52竹村 j53堤村 j54駒場村 j55境村 j56逢見村 j57一ツ木村 j58小山村 j59逢妻村		
	幡豆郡	k1西尾町 k2西野町村 k3平坂村 k4中畑村 k5奥津村 k6寺津村 k7西崎村 k8栄生村 k9一色村 k10味沢村 k11五保村 k12衣崎村 k13六郷村 k14豊田村 k15井崎村 k16大宝村 k17久麻久村 k18御嶽村 k19川崎村 k20吹羽良村 k21室場村 k22花明村 k23家武村 k24平原村 k25松坂村 k26豊国村 k27横須賀村 k28瀬門村 k29厨村 k30荻原村 k31吉田村 k32富田村 k33保定村 k34宮崎村 k35幡豆村 k36東幡豆村 k37佐久島村	
		額田郡	L1岡崎町 L2三島村 L3岡崎村 L4福岡村 L5坂崎村 L6相見村 L7深溝村 L8龍谷村 L9藤川村 L10山中村 L11本宿村 L12豊岡村 L13高富村 L14宮崎村 L15巴山村 L16河合村 L17美合村 L18男川村 L19乙見村 L20形埜村 L21下山村 L22常磐村 L23奥殿村 L24細川村 L25岩津村 L26大樹寺村 L27広幡村

1890（明治23）年以後、県の合併・分割は一切行われず、1943（昭和18）年に正式に内地編入された樺太庁が追加されたほか、同年、東京府が東京都となり現在に至っている（終戦時、1都（東京都）2庁（北海道庁・樺太庁）2府（京都府・大阪府）43県）。1889（明治22）年当時の三河の市町村の詳細を示す。



本項は以下の資料を引用している。

[新編岡崎市史（原始・古代）1]

編集者：新編岡崎市史編集委員会
 発行者：新編岡崎市史編さん委員会
 発行日：1992（平成4）年9月30日

[新編岡崎市史（中世）2]

編集者：新編岡崎市史編集委員会
 発行者：新編岡崎市史編さん委員会
 発行日：1989（平成元）年3月31日

[新編岡崎市史（近世）3]

編集者：新編岡崎市史編集委員会
 発行者：新編岡崎市史編さん委員会
 発行日：1992（平成4）年7月1日

[渡辺政香輯録 参河志 上巻]

発行所：愛知県郷土資料刊行会
 発行者：生田良雄
 発行日：1979（昭和54）年12月25日複製刊行
 発行者：近藤 裕

発行所：幡豆郡教員協会
 発行日：1933（昭和8）年11月15日改正再版発行

[渡辺政香輯録 参河志 下巻]

発行所：愛知県郷土資料刊行会
発行者：生田良雄
発行日：1979（昭和54）年12月25日複製刊行
発行者：近藤 裕
発行所：幡豆郡教員協会
発行日：1933（昭和8）年11月15日改正再版発行